

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 川越市資源化センターで使用する電気
- (2) 需要場所 埼玉県川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3
川越市資源化センター
- (3) 業種および用途 その他の産業（ごみ処理施設）、動力需要
- (4) 契約期間

自 令和 9 年 1 月 1 日午前 0 時 至 令和 9 年 1 2 月 3 1 日午後 1 2 時

(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

この入札は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

また、料金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。

2. 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- 1) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- 2) 供給電圧（標準電圧） 6 0, 0 0 0 ボルト
- 3) 計量電圧（標準電圧） 6 0, 0 0 0 ボルト
- 4) 標準周波数 5 0 ヘルツ
- 5) 供給方式 2 回線方式（常用線・予備線）
- 6) 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 契約電力および予定使用電力量

- 1) 契約電力 常時電力 2, 5 0 0 キロワット
予備電力 2, 5 0 0 キロワット

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。また、予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。)

- 2) 予定使用電力量 2, 7 1 0, 7 0 0 キロワット時／年

(月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。ただし、予定使用電力量は、ごみ発電設備の稼働に影響されるため、都合により予定使用電力量を上回り、又は、下回

る事ができるものとする。)

(3) 電力量等の検針

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1) 自動検針装置 | 有 |
| 2) 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| 3) 計量器の構成 | 電力需給用複合計器 (通信機能付) |

(4) 需給地点

需要場所における川越市の施設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と関東管内の一般送配電事業者の施設した終端接続部接続端子との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3. 入札に関する事項

(1) 川越市電力の調達に係る環境配慮指針

- 1) 本件は、「川越市電力の調達に係る環境配慮指針」(以下、「本指針」という。)の適用対象である。
- 2) 本件の入札に参加するためには、本指針に定める所定の手続きを行い、入札の参加資格を得る必要がある。

(2) 入札金額の積算

- 1) 入札書に記載する金額は、消費税(消費税及び地方消費税等の額)抜きの価格とし、総額を記入すること。
- 2) 落札者は入札金額積算内訳書を提出すること。
- 3) 使用電力量0 k W hの月の基本料金の算出において、割引がある場合は割引を考慮した金額にて積算すること。
- 4) 使用電力量0 k W hの月も契約は継続するものとする。
(仕様書において使用電力0 k W hの月は、発電にて賄う計画としているが、発電状況(トラブル等による発電停止等)により使用電力が0 k W hとならない可能性もある。)
- 5) 一切の諸費用を含めた金額を算定すること。
- 6) 力率は98パーセントとして力率割引割増を考慮すること。
- 7) 入札金額には、燃料費調整額(燃料費調整及び市場価格調整)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。
- 8) 入札金額内訳書には、各社において設定する契約電力に対する年間を通しての単一の単価及び予定使用電力量に対する単価(月別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価)を記載する(端数は小数点以下第3位で四捨五入する)。
- 9) 常時電力基本料金、電力量料金及び総計等は消費税等の額を含まない金額とする。

- 10) 別紙 1 に記載の予定使用電力量により各月ごとに算定し、すべての月の総計を合計した総額（税抜き）を入札金額とする。また、各月の総計に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 11) 月毎の電力供給における料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。
 - ①契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ②使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ③力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ④料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ⑤消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下切り捨てる。

4. 契約書の締結について

- (1) 契約書は、仕様書に基づき記載内容を協議により決定し、締結するものとする。
なお、その際、契約書（案）を提示することは可能とする。
- (2) 契約締結後の契約単価の見直しは、原則認めない。
- (3) 法令改正等の理由により契約書の内容を変更する際は、協議の上、対処するものとする。
- (4) 運用申し合せ書等については、契約締結後に協議の上、締結する。

5. 料金の支払い

- (1) 月払いとする。
- (2) 1 月毎に使用電力実績により料金を算出し、請求書を提出するものとする。
当該請求書が適法であることが認められる場合、川越市の支払い手続き事務を経た後、請求書受領日より 30 日以内にその電気料金を支払うものとする。
- (3) 料金請求は、書面によるものとし、原則、直接持参又は郵送とする。
- (4) 請求書の様式は、インボイス制度に対応した様式とする。
- (5) 請求書には、基本料金、使用電力量料金、燃料費調整額（燃料費調整及び市場価格調整）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の内訳を記載し、請求根拠を明確にするものとする。また、送電線路の停電等により割引がある場合は、停電時間等を記載し、算出根拠を明確にするものとする。
- (6) 燃料費調整制度については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（特別高圧：2026 年 4 月 1 日実施）のベーシックプランで適用される燃料費調整及び市場価格調整を適用する。

(7) 請求時の単価は税込み価格を可とする。但し、請求総額の内、消費税相当額分を明記するものとする。

6. 違約金

小売電気事業者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、仕様書に定める当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にに基づき、契約電力（常時電力）に常時電力基本料金単価を乗じ、力率調整（力率は、98%とする。）を行って得た金額に予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額を加えた金額から、消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額の100分の10に相当する額を違約金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。また、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

7. 特記事項

- (1) 力率は、自動力率調整装置により契約期間中98パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) ごみ発電設備1台（蒸気タービン発電機4,000キロワット、余剰あり）を有している。
- (4) 太陽光発電設備17台（10キロワット16台、5キロワット1台、余剰なし）を有している。
- (5) 非常用発電設備1台（ディーゼル発電機1,080キロワット）を有している。
- (6) 計量器の設置場所は、資源化センター特高受変電棟1階部分となる。

独自の通信装置等の設置を希望する場合に関しては、協議による。なお、通信装置設置に係る工事費、装置の消費電力相当の電気料金（消費税等相当額を含む）、及び装置の設置場所の面積に応じた行政財産使用料を本契約とは別負担となる。内容及び金額に関しては、契約締結後、協議するものとする。

- (7) 自家発補給電力はない。
- (8) 予備線路を有している。
- (9) 月別使用電力量、最大需要電力および力率の実績は別紙2のとおり。

※本件の入札参加申し込みの際に、電力需給実績（30分実績）を電子データにて配布する。配布された電子データは入札時に返却すること。

- (10) 本市の求めに応じ、計量月報（30分電力量が分かるもの）を電子データで提供すること。
- (11) 当該地域の一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別は、特別高圧電力Bである。
- (12) 現在の契約相手方は、小売電気事業者である。
- (13) 施設竣工以降に設備変更はなく、契約期間内においても設備変更の予定はない。
- (14) この契約により生ずる権利又義務を第三者に譲渡し承継させることは認めない。
- (15) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（特別高圧：2026年4月1日実施）のベーシックプランに定め

る供給条件による。

8. その他

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

月別予定使用電力量
(令和9年1月～令和9年12月)

年月 \ 区分	総使用電力量 (キロワット時)	夏季 (キロワット時)	その他季 (キロワット時)
令和9年 1月	294,500	0	294,500
令和9年 2月	517,700	0	517,700
令和9年 3月	0	0	0
令和9年 4月	354,500	0	354,500
令和9年 5月	205,300	0	205,300
令和9年 6月	161,600	0	161,600
令和9年 7月	286,900	286,900	0
令和9年 8月	160,400	160,400	0
令和9年 9月	84,700	84,700	0
令和9年 10月	267,300	0	267,300
令和9年 11月	311,400	0	311,400
令和9年 12月	66,400	0	66,400
合計	2,710,700	532,000	2,178,700

(注)

- ・夏季…………… 令和9年7月1日から令和9年9月30日までの期間。
- ・その他季…………… 令和9年1月1日から令和9年6月30日までの期間及び
令和9年10月1日から令和9年12月31日までの期間。
- ・上記月別予定使用電力量は、現時点の目安であり、炉の運転状況により
予定使用電力量を上回り、又は下回る事ができるものとする。

月別使用実績(使用電力量・最大電力・力率)
(令和7年8月～令和8年7月)

区分 年月	総使用電力量 (キロワット時)	夏季 (キロワット時)	その他季 (キロワット時)	最大電力 (キロワット)	力率 (パーセント)
令和7年 8月	160,380	160,380	0	1,152	100
令和7年 9月	84,690	84,690	0	1,110	100
令和7年 10月	267,294	0	267,294	1,920	100
令和7年 11月	311,322	0	311,322	1,974	100
令和7年 12月	66,354	0	66,354	1,182	100
令和8年 1月	294,498	0	294,498	2,232	100
令和8年 2月	517,614	0	517,614	2,238	100
令和8年 3月	0	0	0	0	85
令和8年 4月	354,456	0	354,456	1,758	100
令和8年 5月	205,212	0	205,212	1,968	99
令和8年 6月	161,598	0	161,598	738	100
令和8年 7月	286,866	286,866	0	1,110	100
合計	2,710,284	531,936	2,178,348		

(注)

- ・夏季…………… 令和7年8月1日から令和7年9月30日までの期間及び
令和8年7月1日から令和8年7月31日までの期間。
- ・その他季…………… 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間及び
令和8年1月1日から令和8年6月30日までの期間。